

人吉市農業委員会定例総会

(第3回)

令和8年3月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和8年3月25日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

| | | |
|-------|---------|--------------------------|
| 日程第 1 | 議第 11 号 | 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について |
| 日程第 2 | 議第 12 号 | 農用地利用集積等促進計画(案)について |
| 日程第 3 | 議第 13 号 | 非農地証明願について |

○ 出席農業委員(10名)

| | | |
|-------|-----|---------|
| 会 長 | 10番 | 上 野 博 司 |
| 職務代理者 | 9番 | 林 主 一 |
| 委 員 | 1番 | 向 岩 敏 雄 |
| 同 | 2番 | 中 嶽 修 平 |
| 同 | 3番 | 原 口 政 廣 |
| 同 | 4番 | 湊 上 澄 雄 |
| 同 | 5番 | 竹 下 豊 |
| 同 | 6番 | 簗 田 秀 彦 |
| 同 | 7番 | 永 田 正 輝 |
| 同 | 8番 | 宮 崎 右 男 |

○ 出席推進委員(14名)

| | | |
|-----|-----|-----------|
| 委 員 | 11番 | 牛 塚 敬 一 郎 |
| 委 員 | 12番 | 西 門 泰 人 |
| 同 | 13番 | 段 村 洋 一 |
| 同 | 14番 | 山 本 雄 二 |
| 同 | 15番 | 竹 田 博 |
| 同 | 16番 | 有 瀬 英 憲 |
| 同 | 17番 | 中 村 郁 子 |
| 同 | 18番 | 椎 葉 徹 |
| 同 | 19番 | 元 田 和 弘 |
| 同 | 20番 | 赤 池 親 |
| 同 | 21番 | 迫 田 公 江 |

| | | |
|---|-----|-------|
| 同 | 22番 | 仲村建彦 |
| 同 | 23番 | 北山加一郎 |
| 同 | 25番 | 東照 |

○ 欠席した委員

推進委員 24番 東憲孝

議事録署名農業委員 3番 原口政廣

議事録署名推進委員 15番 竹田博

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

| | | |
|---|---|-------|
| 局 | 長 | 竹内常泰 |
| 係 | 長 | 豊永英紀 |
| 主 | 任 | 湊田奈緒美 |
| 再 | 任 | 用 |
| 職 | 員 | 坂井正子 |

開会 9 : 30

- (議長) おはようございます。本日は、24番委員から欠席届が提出されております。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので成立いたしました。ただ今から令和8年第3回人吉市農業委員会定例会を開会いたします。議事録署名委員に3番委員、15番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- (事務局長) 議事日程 朗読

- (議長) 日程第1・議第11号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- (事務局係長) 日程第1・議第11号 朗読

- (議長) 1番から2番について1番委員の調査報告をお願いします。

- (1番委員) おはようございます。議第11号、農地法第3条の許可申請に対する1番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農用内で面積は5筆で3,072㎡です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の開始となっております。

す。申請地はタブレット端末の1ページのとおりです。申請地は現在、何も作っておられず保全の状態で譲渡人によると、4、5年前から譲受人より話があったということで今回の申請に至りました。譲受人によると、申請地には農作業経験者と親子3人でカボチャ、ニンニク等を栽培することでJAの各部会に入り、経験を積みたいということでした。新規就農者ということで、トラクターあたりは知人から借りて、会社を経営しているということで軽トラや普通のトラックは充てて補うということでもございました。次に調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくお願いたします。

続いて、議第11号、農地法第3条の許可申請に対する2番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1筆で1,066㎡です。農振区分は農用内です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大となっております。申請地はタブレット端末の3ページのとおりです。申請地は農免道路沿いで現在、未耕作で最近、譲受人が草払いをしているような状態で譲渡人から「農業を辞めたい」ということで今回の申請に至りました。譲受人は農作業歴50年で昨年4月に隣の土地を取得されていて、そこにビニールハウスを建て、果樹栽培を計画されています。次に調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をしました。ご審議の方よろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございました。まず、1番の報告について質疑はありませんか。

- （3番委員）1番についてお伺いします。譲受人は私の家の近くで工場を経営されております。工場なので誰も立ち入ることは出来ませんが、絶対に地元の方でも中に入れないような方です。今のところ農地には手を出されていませんが、近くの山林を買って広げて地元の方に相当な迷惑をかけておられます。私にも苦情が来たこともあります。農地ではないので、私から言うことは出来ないとお話したことがあります。地元ではないところで畑を買って野菜を栽培されるということで心配をしております。

- （1番委員）私が会ってお話をした時には非常に前向きにこれから農業を頑張っていきたいという話でした。お仕事でボーリング事業をされていますが、ボーリングは不定期の仕事であるため、奥様ともお話をして「ボーリングの仕事は不定期で、今から農業は良いのではないか」ということで始められるという言い方でした。地元でどのような形でされているのかは私も存じ上げませんが。

- （3番委員）分かりました。

- （議長）苦情があった土地が農地ではないので、何とも言えません。
よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）事務局から補足などはありませんか。
- （事務局係長）はい。今、調査報告があった内容のまま事務局もお聞きしております。
- （3番委員）分かりました。
- （1番委員）なかなか新規に農業を始められる方の見極めがなかなか難しいことは難しいです。いろいろな方が農業に入って来られているので。
- （議長）ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番について5番委員の調査報告をお願いします。

○（５番委員）おはようございます。それでは、議第１１号、農地法第３条の許可申請に対する３番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用内、面積は１筆で１，０４７㎡。権利種別は３条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の廃止と譲受人の農業経営の拡大です。場所はタブレットのとおりとなっております。次に調査書をご覧ください。調査書の１番、４番、６番は該当しません。よって、許可相当と判断しましたので、ご審議の方よろしくお願いたします。

○（議長）ありがとうございました。３番の報告について質疑はありますか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって３番は原案可決いたしました。
日程第２・議第１２号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第２・議第１２号 朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和８年３月２３日付で人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。

まず、１ページをお開きください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。左側の今回について「田」が８７，３７９㎡、「畑」が３，９２０㎡、合計の９１，２９９㎡になります。一番下の所有権移転については、「田」が８７７㎡ございました。本年累計は右側のとおりでございます。

次に２ページをお開きください。農用地利用集積等促進計画の所有権移転関係の一覧表になります。今回、公社買い入れが１件ございました。

次に３ページをお開きください。農地中間管理機構の利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が２８件、そのうち２件が利用権設定からの移行分になります。更新が１件、計の２９件ございました。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。9時46分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）それでは、質疑もないようですので、採決いたします。
原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第3・議第13号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第3・議第13号 朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）議案書の3ページをお開きください。非農地判断の一部変更について今回、3件上げております。3件の非農地判断を議決した日が、3件とも昨年12月25日に非農地判断をした分でございます。まず、1件目についてなぜ非農地判断の取り消しになったかと言いますと備考に書いてございますが、持ち主のほうから親族による耕作の再開という申し出がございました。申し出された以上は必ず耕作をしていただくようお約束をして非農地判断の取り消しをしております。あと2件につきましては、こちらは非農地判断したところでございますが、確かに荒れてはいたしましたが、その農地の一部に建物がございまして、それを法務局に進呈した場合、建物が建っているので恐らく非農地判断としては、法務局で相応しくないという判断が下されるのではないかと思います、非農地判断の取り消しをしたものでございます。以上でござ

います。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
非農地判断の取り消しについてご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
これで本日の議事は全部終了いたしました。
これにて令和8年第3回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ 9時49分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員